

四日市市告示第 1 6 3 号

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市求職者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市求職者資格取得助成金交付要綱（平成 2 1 年四日市市告示第 2 8 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第 2 号様式を次のように改める。

住 所 〒 _____

ふりがな

名 前 _____

四日市市求職者資格取得助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市求職者資格取得助成金
については、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第5条に基づき、下記の通り
決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 取得を希望する資格・免許名 _____
- 3 講座実施機関名 _____
- 4 受講予定期間 _____ 年 月 から _____ 年 月の間
- 5 条 件
 - （1）交付決定があった年度内に資格等を取得すること。
 - （2）資格等取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写しと、受講にかかる領収書（申請者本人が支払ったものに限る）の写しを添え提出すること。
 - （3）受講の開始前に就職し、又は就職が内定した場合は、早急に連絡すること。

第4号様式を次のように改める。

住 所 〒 _____

ふりがな

名 前 _____

四日市市求職者資格取得助成金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市求職者資格取得助成金については、四日市市求職者資格取得助成金交付要綱第6条に基づき、下記の通り 変更を承認したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 承認の対象は、年 月 日付けで提出された変更承認申請書の記載内容のとおりとする。

2 条 件

- （1）交付決定があった年度内に資格等を取得すること。
- （2）資格等取得後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に取得した「資格証」、「免許証」、「修了証明書」等の写しと、受講にかかる領収書（申請者本人が支払ったものに限る）の写しを添え提出すること。
- （3）受講の開始前に就職し、又は就職が内定した場合は、早急に連絡すること。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(商工農水部商業労政課)